

一般社団法人三重県作業療法士会

理事会規則

平成24年10月12日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、理事会の運営を円滑に行うために、議事運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 開催及び進行

(理事会議案の提出権)

第2条 会長ならびに理事は理事会議案の提出権を持つ。理事が提出する場合は、理事会の前日までに、文書又は電磁的方法をもって議案を会長に提出しなければならない。

(理事会運営)

第3条 理事会運営は会長が執り行う。

2. 会長は出席者の確認、定足数の確認、時間配分を行う。
3. 議事録は事務局員が書記をする。

(議長)

第4条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、必要を認めた場合は他の理事がこれに代わるものとする。

(発言)

第5条 発言をしようとする者は、挙手により、会長に発言の許可を求めなければならない。

2. 発言の種類は次のとおりとする。
 - (1) 動議（あらかじめ議案書に提示されている場合を除き、討議したいと思う事柄について、それを議題に取り上げるよう要求して発言すること）
 - (2) 質問
 - (3) 意見

(動議)

第6条 動議の種類は次のとおりとする。

- (1) 原動議
会長又は理事があらかじめ提示しておく議案をいう。
- (2) 補助動議
原動議の修正、委員会付託、期限付き延期、無期限延期、討議の時間の修正、修正案の修正などを提案するものをいう。

(3) 緊急動議

議事の審議や表決の方法、人事、審議反対、決議再考などに関するものをいう。

(4) 優先動議

議事日程の変更、議事妨害者の排除、休息閉会の提案などに関するものをいう

2. 動議の優先順序は、優先動議、緊急動議、補助動議、原動議の順とする。
3. 動議が提出されたら、会長は全員に対し、動議の支持者（それを議題として取り上げる事についての賛同者をいう）がいるかどうかを尋ねる。1名以上の支持者があれば、これを討議の対象とする。このとき会長は、その動議を復唱し、これによってその動議は正式議案となる。

(討議)

第7条 会長は各議案について、質問、意見の順に発言を求め、意見については、まず反対意見を、次いで賛成意見の発言を求め、反対と賛成とが交互に発言されるよう留意しなければならない。

2. 発言者の発言内容は、議題に合致していなければならない。

(表決)

第8条 会長は、表決すべき議案について賛同者の挙手を求め、過半数と認められれば、当該議案を可決する。

2. 賛成者が過半数と認めがたい場合は、最初に反対者を、次いで賛成者の挙手を求めてその人数を数え、過半数に達した方を当該議案の表決結果とする。
3. 前項において可否同数の時は継続審議とする。
4. 表決は、単純な可否の表明でなければならない、条件を付することはできない。

第3章 雑 則

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会の決議により変更できる。

附 則

1. この規則は、平成24年10月12日から施行する。